乳用牛改良対策事業　助成実施要領

令和７年４月２２日付　７家改事（分）第１２８号

１　目　的

牛群検定により個体管理を的確に行い、データに基づく適切な飼養管理を行うことで、乳牛に求められる長命連産性と繁殖技術等の向上が期待できる。

しかしながら、酪農家の中には牛群検定の煩わしさや経費負担等を理由に、牛群検定への加入をためらう向きも見受けられる。このため、家畜改良事業団(以下「事業団」という。)は、牛群検定を実施していない農家が牛群検定を実際に体験するための試行を牛群検定組合が行う場合に、これを支援するものとする。

２　事業の内容

牛群検定の試行を希望する農家において、以下の要件を満たす場合、牛群検定の実施に要する最大６カ月間の牛群検定経費に対し一定の助成を行うものとする。

ただし、令和６年１１月以降に検定を開始し、試行期間が令和７年度にかかる場合、令和６年度の経費に対する助成は、令和６年度実施要領によるものとする。

要　件

・牛個体識別全国データベースの情報利用にかかる同意を得られること。
・既存の検定組合の理解と協力が得られること（実施体制）。
・試行期間終了後、検定組合への加入が見込まれ、継続して実施が可能であること。
・令和７年度については、令和７年４月から令和８年３月の間に牛群検定の試行を開始できる農家であること。
・令和６年度については、令和６年１１月から令和７年３月までに牛群検定の試行を開始した農家であること。

３　助成額について

牛群検定にかかる以下の経費を事業団が助成する。

・牛群検定試行費用
　マスターファイル作成費、検定員旅費、検定員謝金、サンプル瓶購入費、サンプル検査料
・農家指導費用
　情報分析費、資料印刷費、農家指導費
・検定料金
　牛群検定頭数割料金、農家割料金は免除する。

４　事業実施期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの１年間とする。

５　助成の対象とする団体

乳用牛群検定事業にかかる事業実施主体または乳用牛群検定組合（以下「事業実施者」という。）

６　助成事業の実施

１）事業参加申請書

事業実施者は、本事業に参加し助成金の交付を受けようとする場合には、事業団理事長（以下「理事長」という。）が別に定める期日までに、様式第１号の事業参加申請書を理事長に提出するものとする。

２）事業参加承認

理事長は、参加申請書の内容を適正と認めたときはこれを承認し、様式第２号により、事業実施者に通知するものとする。

３）事業実施報告

事業参加承認を受けた事業実施者は、別に定める期日までに様式第３号により、事業実施報告を理事長に提出するものとする。

４）助成金の額の決定

理事長は、助成金交付申請書の内容を適正と認めたときは、助成金の交付決定を行い、様式第４号により助成金の交付を事業実施者に通知するものとする。

５）変更承認申請

事業実施者は、２）の事業参加承認があった後において、次にあげる変更をしようとする場合は、様式第５号による変更申請書を作成し、理事長の承認を受けるものとする。

（１）事業の中止または廃止

（２）事業費の３０％をこえる増減

（３）その他理事長が必要と認める場合

７　その他

この要領に定めるもののほか、実施について必要な事項は理事長が別に定める。

附　則（平成１９年　３月　１日　１９改団Ａ第１４９号（電））

この要領は、理事長の承認のあった日から施行し、平成１９年３月１日から適用する。

附　則（平成１９年　９月２７日　１９改団Ａ第６８９号（電））

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成１９年９月２７日から適用する。

附　則（平成２０年　６月１３日　２０改団Ａ第３９７号（電））

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成２０年６月１３日から適用する。

附　則（平成２０年１２月１７日　２０改団Ａ第８０１号（電））

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成２０年１２月１７日から適用する。

附　則（平成２１年７月１７日　２１改団Ａ第５１２号（電））

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、平成２１年７月１７日から適用する。

附　則（平成２２年７月１５日　２２改団Ａ第４４３号（電））

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。

附　則（平成２３年６月２９日　２３改団Ａ第３８７号（電））

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

附　則（平成２４年５月１７日　２４改団Ａ第２９３号（電））

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

附　則（平成２５年４月１０日　２５家改事（電）第６９号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附　則（平成２６年４月１５日　２６家改事（分）第１０２号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附　則（平成２７年４月７日付２７家改事（分）第８６号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附　則（平成２８年４月１８日付２８家改事（分）第９３号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附　則（平成２９年４月１９日付２９家改事（分）第１１９号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附　則（平成３０年５月９日付３０家改事（分）第２２９号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（令和元年６月１４日付元家改事（分）第３９９号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附　則（令和２年５月１１日付２家改事（分）第１７５号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年４月１日付２家改事（分）第１３８９号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則（令和４年３月３１日付３家改事（分）第１１６８号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則（令和５年４月３日付４家改事（分）第１１９０号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則（令和６年５月１６日付６家改事（分）第２９０号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附　則（令和７年４月２２日付７家改事（分）第１２８号）

この要領の改正は、理事長の承認があった日から施行し、令和７年４月１日から適用する。